

令和4年3月15日 午前 1時15分 書記官 送達 郵便

令和4年3月15日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官



誤認による不当課税取消請求事件

口頭弁論終結日 令和4年1月18日

判 決

5 [Redacted]

原 告

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

被 告

同 代 表 者 法 務 大 臣

処 分 行 政 庁

裁 決 行 政 庁

裁 決 行 政 庁

被 告 指 定 代 理 人

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

国

古 川 禎 久

伊 野 税 務 署 長 生 方 英 次

高 松 国 税 局 長 秋 元 秀 仁

国 税 不 服 審 判 所 長 東 亜 由 美

尾 島 祐 太 郎

紙 屋 由 美

石 飛 圭 啓

板 東 拓 也

橋 爪 雄 一

金 子 長 年

武 田 誠

三 宅 清 文

宇 野 僚 一

松 本 茂 雄

陶 山 豊 広

中 峠 太 地

向 井 祐 治

上 田 貴 大

10

15

20

25

主 文

- 1 本件訴えのうち、伊野税務署長が行った処分の取消しを求める訴え及び高松国税局長が行った各裁決の取消しを求める訴えをいずれも却下する。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 5 3 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 伊野税務署長が令和2年10月28日付けで原告に対してした、平成27年11月9日付けでした平成8年1月9日付けの平成5年分所得税の重加算税の賦課決定処分に対する異議申立てを却下するとの決定を取り消す。
- 10 2 国税不服審判所長が令和3年1月14日付けで原告に対してした、平成8年1月9日付けでされた平成5年分の所得税に係る重加算税の賦課決定処分に対する審査請求を却下するとの裁決（高裁（所）令2第6号）を取り消す。
- 15 3 高松国税局長が平成30年12月20日付けで原告に対してした、原告の審査請求を却下する旨の裁決（高局課資2第37号）を取り消す。
- 4 高松国税局長が平成30年12月20日付けで原告に対してした、原告の審査請求を却下する旨の裁決（高局課資2第38号）を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、伊野税務署長が令和2年10月28日付けで原告に対してした、平成27年11月9日付けでした平成8年1月9日付けの平成5年分所得税の重加算税の賦課決定処分に対する異議申立てを却下するとの決定（以下「本件却下決定」という。）、国税不服審判所長が令和3年1月14日付けで原告に対してした、平成8年1月9日付けでされた平成5年分の所得税に係る重加算税の賦課決定処分に対する審査請求を却下するとの裁決（高裁
20
25
（所）令2第6号。以下「本件裁決1」という。）、及び、高松国税局長が平成30年12月20日付けで原告に対してした、原告の審査請求を却下する旨の

各裁決（高局課資 2 第 3 7 号及び同 3 8 号。以下、前者を「本件裁決 2」といい、後者を「本件裁決 3」という。）がいずれも違法であると主張して、その取消しを求める事案である。

1 関連法令の定め

5 本件に關係する法令の定めは、別紙関連法令の定めのとおりである。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実、括弧内掲記の証拠（枝番のあるものは特記しない限り全枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨によって容易に認定できる事実。）

(1) 当事者

10 原告は、高知県吾川郡いの町に居住する者である。

(2) 原告が行った確定申告及び修正申告

ア 原告は、平成 6 年 3 月 1 0 日付けで、平成 5 年分の所得税の確定申告を行った（以下「本件当初申告」という。）。原告提出に係る確定申告書には、土地の長期譲渡所得が 1 億 9 3 9 0 万円である旨の記載がある。（甲 5 の 4）

15 イ その後原告は、平成 7 年 1 2 月 2 5 日、平成 5 年分の所得税の修正申告を行った（以下「本件修正申告」という。）。原告提出に係る修正申告書には、土地の長期譲渡所得を 1 億 9 3 9 0 万円から 2 億 5 8 5 0 万円に修正する旨の記載がある。（甲 2、3）

(3) 伊野税務署長による重加算税の賦課決定と原告の 2 度の申立て

20 ア 伊野税務署長は、平成 8 年 1 月 9 日付けで、原告に対し、平成 5 年分の所得税について、重加算税を賦課する旨の処分をした（以下「本件賦課決定処分」という。甲 3）。

イ 原告は、平成 8 年 1 月 1 2 日付けで、伊野税務署長に対し、「申立書」と題する書面（以下「平成 8 年申立書」という。甲 4 の 1）を提出した。

25 ウ その後原告は、平成 2 7 年 1 1 月 9 日付けで、伊野税務署長に対し、「不当課税無効の申立書」と題する書面（以下「平成 2 7 年申立書」という。甲

5の1)を提出した。

(4) 高松国税局長に対する審査請求及びこれに対する裁決

原告は、平成30年9月19日付けで、高松国税局長に対し、原告が伊野税務署長に対して平成8年申立書及び平成27年申立書を提出したにもかかわらず、伊野税務署長がいずれの申立書に対しても何らの決定も行わないことについて、同税務署長を不作為庁とする各審査請求を行った。これに対して高松国税局長は、平成30年12月20日付けで、平成8年申立書、平成27年申立書がいずれも行政庁が処分等を行うべき義務を負う対象である法令に基づく申請には当たらないとして、各審査請求を却下する旨の裁決（本件裁決2及び本件裁決3）を行い、原告は同月27日、これらの裁決に係る裁決書の送達を受けた。（乙1, 2）

(5) 裁決取消訴訟の提起及び判決

原告は、令和元年6月19日、本件裁決2及び本件裁決3の取消しを求める訴えを高知地方裁判所に提起した（以下「前件訴訟」という。）。

高知地方裁判所は、平成8年申立書については、法令に基づく異議申立てではなく、何らかの事実上の配慮等を求める陳情ないし懇請と解釈するのが自然かつ合理的である旨、平成27年申立書については、本件賦課決定処分に対する異議申立てと理解するのが自然かつ合理的であり、法令に基づく異議申立てに該当する旨判示し、本件裁決2は適法であるが本件裁決3は違法であるとして、本件裁決2の取消しを求める請求を棄却し、本件裁決3を取り消す旨の判決を言い渡し、その頃、同判決は確定した（以下「前件判決」という。乙3）。

(6) 伊野税務署長の決定

伊野税務署長は、令和2年10月28日、原告に対し、平成27年申立書に基づく本件賦課決定処分に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）について、旧国税通則法77条1項が定める不服申立期間が徒過した後

の申立てであり、また、不服申立期間内に異議申立てをしなかったことについて、同法77条3項が定める「天災その他やむを得ない理由」があったとは認められないとして、本件異議申立てを却下する旨の決定（本件却下決定）をした。原告は、令和2年10月30日、本件却下決定に係る異議決定書の送達を受けた。（乙4）

(7) 国税不服審判所長への審査請求と国税不服審判所長の裁決

原告は、令和2年11月17日付けで、国税不服審判所長に対し、本件却下決定を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った（乙5）。

国税不服審判所長は、令和3年1月14日、本件異議申立てが異議申立期間を徒過してされた不適法な異議申立てであり、本件審査請求は、旧国税通則法75条3項が規定する適法な審査請求前置を経していない不適法なものであるとして、審査請求を却下する旨の裁決（本件裁決1）をした（甲1）。

(8) 本件訴訟の提起

原告は、令和3年6月15日、本件訴訟を提起した。

2 争点

- (1) 本件却下決定の取消しを求める訴えが出訴期間を徒過した不適法なものか（争点1）
- (2) 本件裁決2の取消しを求める訴えが出訴期間を徒過した不適法なものか（争点2）
- (3) 本件裁決3の取消しを求める訴えに係る訴えの利益の存在（争点3）
- (4) 本件裁決1の違法性：本件審査請求が適法な異議申立てを経たものか（争点4）
- (5) 本件賦課決定処分、本件却下決定及び本件裁決2の違法性（争点5）

3 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件却下決定の取消しを求める訴えが出訴期間を徒過した不適法

なものか)

ア 被告の主張

5 本件却下決定の取消しを求める訴えの出訴期間は、原告が本件却下決定を知った日から6か月である（行政事件訴訟法3条3項，14条1項）。原告は、令和2年10月30日に本件却下決定に係る通知を受けているから、同日から6か月を経過した後である令和3年6月15日に提起された本件訴えのうち本件却下決定の取消しを求める部分は、出訴期間を徒過し、不適法である。

イ 原告の主張

10 本件賦課決定処分には何ら課税処分の理由が記載されておらず、本件却下決定においても課税処分の根拠を説明すべき税務当局がその説明を行っていない。納税者が異議を申し立てるには、税務当局側の課税根拠の提示が必須要件であり、これが行われなければ納税者は、反論のしようがない。

15 また、本件却下決定に係る異議決定書（乙4の1）には、高松国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる旨の記載があり、原告はこれに従って審査請求を行い、令和3年1月14日に裁決を受け、その後本件訴訟を提起している。本件却下決定に対する審査請求ができないとすれば、上記記載は、誤った説明であり、かつ、高松国税不服審判所も審査請求を受理し、裁決までしているのであるから、原告としては、本件却下決定に対する
20 審査請求ができないことを誤教示により知らなかった。

以上のことからすれば、本件について行政事件訴訟法14条1項ただし書、同条2項ただし書の正当な理由が存在し、かつ、同条3項の行政庁が誤って審査請求をすることができる旨を教示した場合に該当するから、出訴期間の徒過はなく、適法である。

25 (2) 争点2（本件裁決2の取消しを求める訴えが出訴期間を徒過した不適法なものか)

ア 被告の主張

本件裁決 2 の取消しを求める訴えの出訴期間は、原告が本件裁決 2 を知った日から 6 か月である（行政事件訴訟法 3 条 3 項，1 4 条 1 項）。原告は、平成 3 0 年 1 2 月 2 7 日に本件裁決 2 に係る通知を受けているから、同日から 6 か月を経過した後である令和 3 年 6 月 1 5 日に提起された本件訴えのうち本件裁決 2 の取消しを求める部分は、出訴期間を経過し、不適法である。

イ 原告の主張

本件賦課決定処分には何ら課税処分の理由が記載されておらず、原告からの再三の要請にもかかわらず税務当局はその処分理由等、課税根拠を判断し得る措置をとらなかった。本件裁決 2 においても課税処分の根拠を説明すべき税務当局がその説明を行っていない。納税者が異議を申し立てるには、税務当局側の課税根拠の提示が必須要件であり、これが行われなければ納税者は、反論のしようがない。

したがって、本件について行政事件訴訟法 1 4 条 1 項ただし書，同条 2 項ただし書の正当な理由が存在するから、出訴期間の徒過はなく、適法である。

(3) 争点 3（本件裁決 3 の取消しを求める訴えに係る訴えの利益の存在）

ア 被告の主張

本件裁決 3 は、前件判決において取り消され、同判決が確定しているから、訴えの利益がない。

イ 原告の主張

争わない。

(4) 争点 4（本件裁決 1 の違法性：本件審査請求が適法な異議申立てを経たものか）

ア 原告の主張

原告は、本件賦課決定処分を受け、平成 8 年申立書を提出して異議申立て

を行った。本件賦課決定処分には何ら課税処分の理由が記載されておらず、原告からの再三の要請にもかかわらず税務当局はその処分理由等、課税根拠を判断し得る措置をとらなかった。納税者が適切に異議を申し立てるには、税務当局側の課税根拠の提示が必須要件であり、これが行われなければ納税者は、反論のしようがないのであって、税務処理に不慣れな原告が作成、提出した平成8年申立書に不備があるとしても、その記載内容からすれば、税務職員であれば異議申立ての趣旨であることは理解できるから、平成8年申立書を適法な異議申立てとして扱い、必要な補正等を指示する等の対応をすべきであった。原告が平成27年申立書を提出したのは、平成8年申立書提出時点での不明点がようやく明確に把握できたからである。

以上のことからすれば、本件は、旧国税通則法75条3項、77条の適用外であり、また、同法77条3項の「やむを得ない理由」、同条4項の「正当な理由」が存在し、適法な異議申立てを経たものであるから、適法である。

したがって、本件審査請求が適法な異議申立前置を欠くものとして不適法であるとしてこれを却下した本件裁決2は、違法である。

イ 被告の主張

原告は、本件賦課決定処分について記載した平成8年申立書を提出しているから、平成8年申立書を作成した時点で、本件賦課決定処分の内容を了知していたものである。したがって、原告は、遅くとも平成8年申立書の作成日付である平成8年1月12日には、本件賦課決定処分に係る通知を受けたというべきである。そうすると、原告が本件賦課決定処分について異議申立てをすることができる期間は、その翌日から2か月を経過する日までとなる。しかしながら、原告は、平成27年11月9日付けで、伊野税務署長に対し、平成27年申立書を提出して、本件賦課決定処分に対する異議申立てを行っており、同申立ては、不服申立期間を徒過した違法なものである。

原告は、平成8年申立書を伊野税務署長に提出したにもかかわらず、税務

当局の不作为により何らの回答も措置もとられなかったことが要因であるので、原告に責任はない旨主張する。しかし、原告の主張する内容は、旧国税通則法 77 条 1 項を適用しない理由とはならず、また、同条 3 項所定の「やむを得ない理由」には該当しない。

したがって、原告が行った異議申立ては、不服申立期間を徒過した不適法なものであり、本件審査請求は、適法な異議申立てを経ないでされたものであり、旧国税通則法 75 条 3 項が定める異議申立前置を欠くから、不適法であって、これを却下した本件裁決 1 は適法であり、違法性は存在しない。

(5) 争点 5 (本件賦課決定処分、本件却下決定及び本件裁決 2 の違法性)

ア 原告の主張

(ア) 本件賦課決定処分の違法性

原告は、平成 5 年、原告所有の土地を売却した。売買価格は、税込みの手取り金額で、税務手続は、全て買主側が行う合意をし、買主側である成采準が本件当初申告を行い、原告は、内容を含め一切本件当初申告に関知していない。しかしながら、伊野税務署の統括官は、本件当初申告に関する事実関係の調査を行わず、原告が本件当初申告を行ったものと誤認した。

また、原告は、原告所有の土地の買主から、土地面積不足を理由とする売買代金減額訴訟を提起されており、原告所有の土地の当初の売買契約は、民法上未契約状態となっていた。しかしながら、伊野税務署の統括官は、必要な調査を行わず、上記訴訟の存在を認知しないまま、平成 7 年 1 月 25 日、原告を伊野税務署に呼び出し、修正内容が記載された修正申告書を示し、同申告書への署名押印を強要した。その結果、本件当初申告が適切、正当な申告であったにもかかわらず、根拠のない不当な申告である本件修正申告が行われることとなった。

このように、原告が本件当初申告の手続実行者ではなく、かつ、本件当

初申告が適正、正当な申告であって、原告に隠蔽、仮装の事実も意図もないにもかかわらず、伊野税務署の統括官から強要された違法過大な本件修正申告に基づき、処分理由の説明もないまま、課税要件を充足せず、何らの根拠もない重加算税を賦課した本件賦課決定処分は、違法である。

5 (イ) 本件却下決定の違法性

原告は、平成8年申立書により、本件賦課決定処分に対する適法な異議申立てを行った。その後、原告は、平成8年申立書提出時点での不明点がようやく明確に把握できたことから、平成27年申立書を提出して、異議申立ての意向を明確にした。したがって、伊野税務署長は、平成8年申立書、平成27年申立書ともに旧国税通則法75条1項1号の異議申立てとして扱い、これに対して決定をすべき義務を負う。

10

しかしながら、伊野税務署長は、何ら処分理由を明らかにすることなく、平成27年申立書による異議申立てを却下しているから、本件却下決定は違法である。

15 (ウ) 本件裁決2の違法性

前記(イ)のとおり、伊野税務署長は、平成8年申立書、平成27年申立書ともに旧国税通則法75条1項1号の異議申立てとして扱い、これに対して決定をすべき義務を負っている。したがって、原告は、平成8年申立書に対して何ら対応をしない伊野税務署長の不作為に対し、審査請求を

20

しかしながら、高松国税局長は、平成8年申立書による異議申立てについて、法律上の申請が存在しないとして審査請求を却下しているから、本件裁決2は違法である。

イ 被告の主張

25 争う。

第3 争点に対する判断

1 争点1 (本件却下決定の取消しを求める訴えが出訴期間を徒過した不適法なものか) について

(1) 課税処分に対する異議申立てについて税務署長がした決定の取消しを求める訴えは、行政事件訴訟法3条3項の「裁決の取消しの訴え」に該当する。この「裁決の取消しの訴え」は、裁決があったことを知った日から6か月以内に提起しなければならないが、裁決の日から1年を経過したときは提起することができないものとされている(同法14条1項, 2項)。ただし、裁決につき審査請求をすることができる場合で、審査請求がされたときは、その審査請求をした者については、「裁決の取消しの訴え」は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起しなければならないが、審査請求に対する裁決の日から1年を経過したときは提起することができないものとされている(同法14条3項)。

そこで、課税処分に対する異議申立てについて税務署長がした決定について、審査請求の対象であるか否かを検討すると、同決定は、旧国税通則法75条1項1号に掲げる不服申立てに対してした処分であり、同法76条1号の「前条の規定による不服申立て……についてした処分」に該当するから、これに対しては、更に審査請求等の不服申立てをすることができない。

したがって、課税処分に対する異議申立てについて税務署長がした決定の取消しを求める訴えについては、行政事件訴訟法14条3項の適用はなく、その出訴期間は、異議申立てについての決定があったことを知った日又は決定の日から、これを起算することとなる(最高裁判所昭和50年(行ツ)第93号同51年5月6日第一小法廷判決・民集30巻4号541頁参照)。

本件では、原告は、令和2年10月30日に本件却下決定に係る異議決定書の送達を受けている(前提事実(6))ところ、原告が本件訴訟を提起したのは、令和3年6月15日であって(前提事実(8))、出訴期間である6か月を徒過しているから、本件訴えのうち、本件却下決定の取消しを求める部分は、出訴期

間を徒過した不適法なものである。

(2) 原告は、税務当局が本件賦課決定処分に係る課税処分の根拠を示さないことを理由に行政事件訴訟法14条1項ただし書、同条2項ただし書の正当な理由がある旨主張する。しかしながら、本件却下決定に係る異議決定書には、
5 本件異議申立てを却下した理由が明記されているから（前提事実(6)）、これによって本件却下決定に固有の違法があるかどうかを判断することが可能であって、税務当局が本件賦課決定処分に係る課税処分の根拠を示したかどうかは、本件却下決定に固有の違法があるかどうかを判断するのに必要な事情ではない。したがって、原告が主張する点は、上記正当な理由に該当しない。

10 また、原告は、伊野税務署長が、異議決定書において誤教示を行っている旨主張し、行政事件訴訟法14条3項が適用される旨主張する。しかしながら、証拠（乙4の1）によれば、異議決定書上、本件却下決定を受けた後の本件賦課決定処分に対する不服についての審査請求等の手続と、本件却下決定に固有の違法があると主張する場合の取消訴訟の手続とが区別して記載されており、
15 それぞれの記載内容に何ら誤りは存在しない。したがって、伊野税務署長が誤教示を行った旨の原告の主張には理由がない。

2 争点2（本件裁決2の取消しを求める訴えが出訴期間を徒過した不適法なものか）について

(1) 税務署長の不作為に対する審査請求について国税局長が行った裁決は、旧
20 行政不服審査法51条の裁決であり、法令上、これに対する審査請求等の不服申立手続の規定はない（同法52条2項は、同法41条2項を準用しておらず、不作為に対する審査請求について、再審査請求に関する規定は適用されない。）。したがって、税務署長の不作為に対する審査請求について国税局長が行った裁決の取消しを求める訴えについては、行政事件訴訟法14条3項の
25 適用はなく、その出訴期間（同法14条1項、2項）は、異議申立てについての決定があったことを知った日又は決定の日から、これを起算することとな

る。

本件では、原告は、平成30年12月27日に本件裁決2に係る裁決書の送達を受けている（前提事実(4)）ところ、原告が本件訴訟を提起したのは、令和3年6月15日であって（前提事実(8)）、出訴期間である6か月を徒過しているから、本件訴えのうち、本件裁決2の取消しを求める部分は、出訴期間を徒過した不適法なものである。

(2) 原告は、税務当局が本件賦課決定処分に係る課税処分の根拠を示さないことを理由に行政事件訴訟法14条1項ただし書、同条2項ただし書の正当な理由がある旨主張する。しかしながら、本件裁決2に係る裁決書には、平成8年申立書が、行政庁が処分等を行うべき義務を負う対象である法令に基づく申請には当たらない旨が明記されているから（前提事実(4)）、これによって本件裁決2が違法であるかどうかを判断することが可能であって、現に原告は、出訴期間内に前件訴訟を提起し、同訴訟において、平成8年申立書が法令に基づく異議申立てである旨主張しているのであるから（前提事実(5)）、税務当局が本件賦課決定処分に係る課税処分の根拠を示さないことは、本件裁決2の違法性判断に必要な事情ではない。したがって、原告が主張する点は、上記正当な理由に該当しない。

3 争点3（本件裁決3の取消しを求める訴えに係る訴えの利益の存在）について前提事実(5)記載のとおり、原告は、前件訴訟において本件裁決3の取消しを求め、高知地方裁判所は、前件判決において本件裁決3を取り消す旨の判決をしており、同判決が確定している。

したがって、本件裁決3の取消しを求める訴えには訴えの利益がない。

4 争点4（本件裁決1の違法性：本件審査請求が適法な異議申立てを経たものか）について

(1) 税務署長がした処分について国税不服審判所に対して審査請求をするためには、一定の例外を除き、まず税務署長に対して異議申立てをしなければなら

ず、かつ、その異議申立ては、適法にされたものであることを要する（旧国税通則法75条3項）。

そして、課税処分に対する異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して2か月以内に申し立てなければならず、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは申し立てることができないものとされている（旧国税通則法77条1項、4項）。

本件では、原告は、平成8年1月12日付けで、伊野税務署長に対して、本件賦課決定処分に関する平成8年申立書を提出しているから（前提事実(3)イ）、遅くともこの日までには本件賦課決定処分の内容を知ったものと認められるところ、原告が伊野税務署長に対して本件異議申立てに係る申立書である平成27年申立書を提出したのは平成27年11月9日付けであって（前提事実(3)ウ）、上記異議申立期間を徒過しているから、本件異議申立ては、申立期間を徒過した不適法なものである。

(2) 原告は、前記第2の3(4)アのとおり主張して、本件が旧国税通則法75条3項、77条の適用外である旨、及び、本件では同法77条3項の「やむを得ない理由」、同条4項の「正当な理由」が存在する旨主張する。しかしながら、前件判決において、平成8年申立書が法令に基づく異議申立てではなく、何らかの事実上の配慮等を求める陳情ないし懇請と解釈するのが自然かつ合理的であって、伊野税務署長において処分等を負うべき義務を負う対象である法令に基づく申請には該当しない旨判示されていること（前提事実(5)）、平成8年申立書が法令に基づく異議申立てであることを認めるに足りる適切な証拠がないことを踏まえると、原告の主張は、その前提を異にするものであるし、本件について、旧国税通則法75条3項、77条の適用を除外すべき事実を認めるに足りる適切な証拠も、同法77条3項の「やむを得ない理由」、同条4項の「正当な理由」に該当する事実を認めるに足りる適切な証拠もない。したがって、この点に関する原告の主張を採用することができない。

(3) 以上によれば、本件異議申立ては、申立期間を徒過した不適法なものであるから、本件審査請求は、適法な異議申立てを経ないでされたものであって、旧国税通則法75条3項の要件を充足しない不適法な審査請求である。したがって、これを却下した本件裁決1は適法である。

5 第4 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の訴えのうち伊野税務署長が行った処分の取消しを求める訴え及び高松国税局長が行った各裁決の取消しを求める訴えは、いずれも不適法であるから却下を免れず、原告のその余の請求には理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

10 高知地方裁判所民事部

裁判長裁判官

藤 倉 徹 也

15

裁判官

堤 恵 子

20

裁判官

遠 藤 裕 樹

25

関係法令の定め

○行政事件訴訟法

第3条 (抗告訴訟)

5 第1項 この法律において「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。

第2項 この法律において「処分の取消しの訴え」とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為(次項に規定する裁決, 決定その他の行為を除く。以下単に「処分」という。)の取消しを求める訴訟をいう。

10 第3項 この法律において「裁決の取消しの訴え」とは、審査請求その他の不服申立て(以下単に「審査請求」という。)に対する行政庁の裁決, 決定その他の行為(以下単に「裁決」という。)の取消しを求める訴訟をいう。

第4項ないし第7項 省略

第14条 (出訴期間)

15 第1項 取消訴訟は、処分又は裁決があつたことを知つた日から6箇月を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

第2項 取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

20 第3項 処分又は裁決につき審査請求をすることができる場合又は行政庁が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合において、審査請求があつたときは、処分又は裁決に係る取消訴訟は、その審査請求をした者については、前二項の規定にかかわらず、これに対する裁決があつたことを知つた日から6箇月を経過したとき又は当該裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

25

○国税通則法（平成26年法律第69号による改正前のもの。本判決内において「旧国税通則法」という。）

第75条（国税に関する処分についての不服申立て）

第1項 国税に関する法律に基づく処分で次の各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げる不服申立てをすることができる。

一 税務署長がした処分（次項に規定する処分を除く。）その処分をした税務署長に対する異議申立て

二ないし五 省略

第2項 省略

第3項 第1項第一号（中略）の規定による異議申立て（法定の異議申立期間経過後にされたものその他その申立てが適法にされていないものを除く。第5項において同じ。）についての決定があつた場合において、当該異議申立てをした者が当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、その者は、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

第4項ないし第6項 省略

第76条（適用除外）

次に掲げる処分は、前条の国税に関する法律に基づく処分に含まれないものとする。

一 この節又は行政不服審査法の規定による処分その他前条の規定による不服申立て（中略）についてした処分

二 行政不服審査法第4条第1項第7号（国税犯則取締法等に基づく処分）に掲げる処分

第77条（不服申立期間）

第1項 不服申立て（第75条第3項及び第5項（異議申立て後にする審査請求）の規定による審査請求を除く。第4項において同じ。）は、処分があつたことを知つた日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）

の翌日から起算して2月以内にしなければならない。

第2項 第75条第3項の規定による審査請求は、第84条第3項（異議決定の
手続）の規定による異議決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算
して1月以内にしなければならない。

5 第3項 天災その他前2項の期間内に不服申立てをしなかつたことについてや
むを得ない理由があるときは、不服申立ては、これらの規定にかかわらず、
その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に行うことができる。

第4項 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したと
きは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限り
10 でない。

第5項及び第6項 省略

○行政不服審査法（平成11年法律第160号による改正前の昭和37年9月15
日法律第160号。本判決内において「旧行政不服審査法」という。）

第2条（定義）

15 第1項 省略

第2項 この法律において「不作為」とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、
相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべ
きにかかわらず、これをしないことをいう。

第7条（不作為についての不服申立て）

20 行政庁の不作為については、当該不作為に係る処分その他の行為を申請した
者は、異議申立て又は当該不作為庁の直近上級行政庁に対する審査請求のいづ
れかを行うことができる。ただし、不作為庁が主任の大臣又は外局若しくはこれ
に置かれる庁の長であるときは、異議申立てのみを行うことができる。

第41条（裁決の方式）

25 第1項 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印を
しなければならない。

第2項 審査庁は、再審査請求をすることができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査庁及び再審査請求期間を記載して、これを教示しなければならない。

第51条（審査庁の裁決）

5 第1項 不作為についての審査請求が不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

第2項 不作為についての審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

10 第3項 不作為についての審査請求が理由があるときは、審査庁は、当該不作為庁に対しすみやかに申請に対するなんらかの行為をすべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

第52条（処分についての審査請求に関する規定の準用）

第1項 省略

15 第2項 第2節（〔中略〕、第41条第2項〔中略〕を除く。）の規定は、不作為についての審査請求に準用する。

以上

これは正本である。

令和 4 年 3 月 15 日

高知地方裁判所

裁判所書記官 富田 浩 生

